

議案第 84 号

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2の20の項特定個人情報の欄中「雇用対策法（昭和41年法律第132号）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。